

意見書案第 18 号

企業団体献金の全面禁止を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 12 日

提出者	甲賀市議会議員	山岡光広
賛成者	同	岡田重美
同	同	西山実

甲賀市議会議長 田中將之 殿

企業団体献金の全面禁止を求める意見書

企業・団体からの政治献金について、政治資金規正法では政治家個人や政治家自身が代表を務める資金管理団体及び派閥への献金は禁止されている。しかし政党本部や支部へ献金すること、企業・団体が政治資金パーティー券を購入することについては禁止されていない。

パーティー券の購入代金は、名目上、パーティーに参加する対価であるが、対価性が低く、実際にはその多くが政治家の利益となっている。そして、その購入者のほとんどが大企業や大手業界団体であり、禁止されている政治家への企業・団体献金であると言わざるを得ない。

そもそも、営利を目的とする企業が政党や政治家に対して資金を提供することは、金銭等による政治への影響力行使であり、政治をゆがめることにつながることは明らかである。また選挙権を持たない企業・団体が政党や政治家に献金を行うことは、国民主権と相容れず、国民の参政権に照らしても問題がある。

よって、甲賀市議会は、国会及び政府が、幾度となく繰り返されてきた金権腐敗政治の問題を根絶し、国民の政治への信頼を回復するためにも、政治資金パーティー券の購入を含めた企業・団体献金を全面的に禁止されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月 日

甲賀市議会議長 田 中 將 之

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

法務大臣

意見書案第 19 号

女性差別撤廃委員会による勧告を受けとめ、選択的夫婦別姓制度の速やかな導入を求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 12 日

提出者	甲賀市議会議員	岡	田	重	美
賛成者	同	山	岡	光	広
同	同	西	山		実

甲賀市議会議長 田 中 將 之 殿

女性差別撤廃委員会による勧告を受けとめ、選択的夫婦別姓制度の
速やかな導入を求める意見書

国連の女性差別撤廃委員会は、１０月２９日、国連女性差別撤廃条約の実施状況に関する日本政府報告書に対し、総括所見を発表した。

委員会は日本政府に対し、２００３年以降３回にわたり総括所見において選択的夫婦別姓を実現するよう勧告し、特に前回２０１６年の総括所見では、選択的夫婦別姓をフォローアップ項目の一つとして２年以内に報告するよう求めていた。しかしながら、日本政府は、この間、選択的夫婦別姓を実現するための法改正等を行わず、１０月１７日に行われた日本審査でも、夫婦別姓を認めるかどうかは国民の理解が必要であり、婚姻によって姓を変えた人が不利益を被らないよう旧姓の使用拡大に努めてきたなどと述べていた。

これに対し、今回の総括所見は、「いかなる措置も取られていない」と厳しく指摘した上で、女性が結婚後も旧姓を保持できるよう、夫婦同姓を義務付けた民法の改正を求める４回目の勧告を行った。

いま、世界で夫婦同姓を法律で義務づけている国は日本だけである。民法は婚姻時に「夫又は妻の氏を称する」と定めているが、改姓をするのは現在も９５％が女性である。この間、夫婦同姓を求める現行規定は「法の下での平等」「婚姻の自由」をうたう憲法に反するとして、多くの裁判がたたかわれてきた。２０２１年６月の最高裁決定では、「憲法に違反しない」と判断したものの、社会の状況の変化を十分にふまえた国会での議論を促している。

国民世論も、すでに７割以上が選択的夫婦別姓制度の導入に賛成し、日本経済団体連合会（経団連）も制度の導入を求めて政府に提言している。１０月の衆院選でも選択的夫婦別姓が争点となり、導入を求める声が高まった。夫婦別姓を可能にする法改正は待ったなしである。

よって国においては、国連の女性差別撤廃委員会による勧告を真摯に受け止め、選択的夫婦別姓制度を速やかに導入することを求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年１２月　　日

甲賀市議会議長　田　中　將　之

内閣総理大臣

総務大臣

あて

法務大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

意見書案第 2 0 号

子ども福祉医療費助成の制度拡充を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日

提出者	甲賀市議会議員	西	山	実
賛成者	同	山	岡	光 広
同	同	岡	田	重 美
同	同	戎	脇	浩

甲賀市議会議長 田 中 將 之 殿

子ども福祉医療費助成の制度拡充を求める意見書

滋賀県は今年度から、従来の乳幼児に加え、新たに高校生世代にかかる医療費助成を実施し、子ども医療費助成は全19市町で高校生世代までに広がり、子育て世代に歓迎されている。

子どもがけがをしたり、病気になったときに、お金の心配なく医療が受けられる、子どもの医療費の無料化は子育て世代の切実な願いであり、住民の粘り強い運動と各自治体の努力で、無料化に踏み切る自治体は大きく広がっている。

しかし県制度は、19市町が独自助成している小・中学生世代を対象にしないため、市町の財政負担は大きく、市町間で助成格差が生じる原因となっている。また、高校生世代は自己負担があるため、高校生世代までの完全無料化は13市町にとどまっている。

子ども医療費助成制度は県と市町が共に取り組むべき重要な課題であり、県・市町制度の拡充をいっそう進めるとともに、18歳までの無料化を国の制度として実現すべきである。よって下記の事項の実現を強く求める。

- ①高校生世代に導入された自己負担は、乳幼児と同様に廃止すること。
- ②小中学生を県制度の対象に加えるとともに、財政負担割合は乳幼児と同様の県1／2、市町1／2にすること。
- ③18歳までの無料化を国の制度として実現するよう、国に強く求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月 日

甲賀市議会議長 田 中 將 之

滋賀県知事 あて

意見書案第 2 1 号

保護司の安全確保および人員確保策を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日

提出者	甲賀市議会議員	中 島 裕 介
賛成者	同	戎 脇 浩
同	同	田 中 喜 克

甲賀市議会議長 田 中 將 之 殿

保護司の安全確保および人員確保策を求める意見書

保護司は、保護司法に基づき法務大臣から委嘱され、社会奉仕の精神をもって犯罪を犯した者および非行のある少年の改善更生を助けるとともに、社会生活上の助言や指導、帰宅先や就職先の確保、地域社会の理解の促進および犯罪や非行の未然防止など、我が国の更生保護において重要な役割を担っている。

安全で安心して暮らせる地域社会を実現するために、誰かが担わなければならない役割を高い志を持って果たし続けておられる保護司の皆さんの働きに対し、改めて敬意を表するところである。

そのような中、本県において、保護司として多大なる尽力をされてきた方が亡くなり、その方が担当する保護観察対象者が殺人の容疑で逮捕される事態が起きた。これは、我が国の更生保護制度・保護司制度の根幹を揺るがしかねない重大な事態である。

全国各地の保護司やその家族は強い不安を抱えており、その不安の解消がまずもって求められる。その上で、その活動の安全確保の徹底を図るとともに、安全に活動できるよう、必要な環境整備を進めることが必要である。

また当該事件以来、委嘱手続き中の方の辞退が相次ぐなど、今後の人員確保にも影響は避けられない。この面についても同様に対策を講ずる必要性を強く感じる。

よって、国会および政府におかれては、保護司の安全を確保し地域社会の安全・安心の実現につなげるため、下記の措置を講じられるよう強く求める。

記

- 1 保護司及びその家族の不安に寄り添い、その不安の解消に向け万全の対策を講じること。
- 2 全国の保護司の活動の安全面に関する点検を早急に行い、自宅以外の面接場所の確保を進めるとともに、必要な場合は保護観察官による直接処遇の対応をとるなど、保護司の安全確保の徹底を図ること。
- 3 保護司の経済的な負担の軽減はもとより保護司の安全の確保の在り方などについて保護司自身の意見も聞きながら迅速に検討を進め、必要な環境の整備に取り組むこと。
- 4 保護司及び保護観察制度の正しい周知をはかり、その人員確保に努めること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和6年12月 日

甲賀市議会議長 田 中 將 之

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
法務大臣
厚生労働大臣

意見書案第 2 2 号

学校給食の安定供給に向けた国の支援を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日

提出者	甲賀市議会議員	北 田 麗 子
賛成者	同	戎 脇 浩
同	同	小 倉 剛
同	同	山 岡 光 広

甲賀市議会議長 田 中 將 之 殿

学校給食の安定供給に向けた国の支援を求める意見書

現行の学校給食法には、その目的に「食育の推進」が規定され、教科学習と並んで学校教育の一環となり、児童・生徒の心身の健全な発達に資するものであり、望ましい食習慣を養うなど、その教育的効果は大きい。また地場産物の活用を通じて地域の農業、畜産業、水産業等の産業振興にも寄与しているところである。

近年、学校給食の意義に鑑み、学校給食費の無償化や保護者負担の軽減に取り組む自治体が増加しているが、学校給食について自治体間格差が生じることは本来あってはならないことであり、国の関与が必要不可欠である。

更に、資源価格や物価高騰による原材料費の上昇の中、保護者の負担を抑制するための自治体負担は増す一方である。また食材納入業者にも大きな影響が出ており、安定供給のみならず質の低下に繋がりがねない状況を危惧するところである。

国は、物価高騰対応臨時交付金の中で給食費に係るメニューを含むなどの対応を取られているが、他の施策に振り分けなければならないことも多く、不十分であると言わざるを得ない。

よって、未来を担う子どもたちの食育に差が生じることなく、質の高い学校給食が安定的に供給できるよう、下記の事項について強く要望する。

記

1. 学校給食の無償化を含めた国の方向性を速やかに示すこと
2. 近年の物価高騰対策として、賄材料費上昇分の財政的支援を継続して行うとともに、給食食材納入業者への支援を行うこと

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和6年12月 日

甲賀市議会議長 田 中 將 之

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

あて

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

意見書案第 2 3 号

北方領土問題の早期解決等を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日

提出者	甲賀市議会議員	橋 本 恒 典
賛成者	同	戎 脇 浩
同	同	堀 郁 子
同	同	山 岡 光 広
同	同	糸 目 仁 樹
同	同	福 井 進
同	同	村 木 慶太郎

甲賀市議会議長 田 中 將 之 殿

北方領土問題の早期解決等を求める意見書

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島の返還の実現は、永年の国民の悲願である。

滋賀県においては、昭和５７年に北方領土返還要求運動滋賀県民会議が設立され、県・県議会、市町・市町議会、民間団体など１５８団体が会員となって返還要求運動を展開してきたところである。

さて、北方領土とその海域をロシアに不法占拠されてから既に 79 年もの歳月が過ぎ、これまで返還要求運動の中心的役割を担ってきた元島民の多くが故郷に戻るとの願いが叶わず他界され、さらに、ウクライナを巡る国際情勢の影響により日ロ間の平和条約締結交渉が中断され、ビザなし交流や自由訪問の合意もロシア政府から一方的に停止されるなど、このままでは返還要求運動の停滞や風化も懸念されるところである。

また、北方領土隣接地域においては、北方領土問題が未解決であることにより自由な社会経済活動に多くの制約を受け続け、漁業をはじめとした地域の産業・経済に甚大な影響を及ぼしている。

このような現状を踏まえ、北方領土問題の早期解決のため、外交交渉を支える国民運動としての返還要求運動をより一層推進するとともに、青少年に対する北方領土教育の充実、北方四島への想いを引き継いでいくための運動後継者の育成強化、さらには北方領土返還要求の正当性を国内外に積極的に訴える必要がある。

ついては、北方領土問題の早期解決と隣接地域の振興を図るため、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 北方領土問題の解決に向けた断固たる決意と強い意志を持って、ロシアとの外交交渉を粘り強く推し進めるとともに、国内外の世論の喚起高揚に向けた効果的な返還要求運動を推進すること。
- 2 北方墓参をはじめ、北方四島交流事業（ビザなし交流事業）及び自由訪問事業については、特段に早期の再開を目指し、外交交渉を推進すること。
- 3 学校教育及び社会教育における北方領土問題に関する教育の充実と強化を図ること。
- 4 元島民等に対する援護対策の充実や、社会経済活動に多くの制約を受けている北方領土隣接地域の疲弊解消のための措置の充実を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 日

甲賀市議会議長 田 中 將 之

内閣総理大臣

外務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策） あて

衆議院議長

参議院議長